

大 阪 市 景 観 計 画

景観計画の 区 域	大阪市の行政区域（地先公有水面を含む）
良好な景観の 形成に関する 方針	1 景観形成の基本目標 (1) 景観形成の方向 大阪は、瀬戸内海に臨み、淀川の河口に開けたまちで、その地形を生かしたまちづくりにより今日まで発展してきた。古くは、「難波津」や「難波宮」が置かれ、近世以降、市街地の整備や新田の開発、河川の浚渫や運河の開削などが進み、水運を生かして経済の繁栄と文化の蓄積が図られてきた。近代以降も、洪水や高潮の防御、都市計画などに基づく道路、鉄道、港湾、公園の整備、都市の緑化、建築物等やまちなみの整備など、多くの分野で市民、事業者と行政が一体となったまちづくりが進められてきた。 この過程で、港や堀川の水辺、公園・緑地や道路、歴史的建造物や現代建築、地域固有の歴史性や文化性が現れた特色ある市街地など、多様な景観上の資産が数多く築かれている。 これからの景観形成は、このような大阪市の景観特性を引き出し、発展させ、また新しい景観上の資産を創ることにより、その美しさや魅力を一層高めていくことが重要である。また、大阪市の景観形成や景観特性に関する情報を広く内外に発信し、多数の人々が交流するまちづくりに資する必要がある。 (2) 景観形成の基本目標 大阪市は、市域のほぼ全域が市街化され、都市の諸活動が高密度で行われており、魅力ある都市景観の形成は、まちづくりの長期的な目標のもとに、総合的な都市政策の一環として、計画的に推進していくことが重要である。 また、水や花・緑など自然の要素を生かし、大阪の歴史的・文化的資源を活用し、さらにまちなみなどの魅力を高め、都市全体に調和のとれたアメニティ豊かな空間を積極的に創造する必要がある。 このような観点から、大阪市に暮らし、働く人々にとって住み心地がよく、豊かな生活を楽しめるまち、大阪市を訪れる人々がその自然や歴史、文化に触れ、大都市の魅力を楽しめるまちをめざして、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」ことを景観形成の基本的な目標とする。

良好な景観の
形成に関する
方針

2 景観形成の基本方針

1に示す基本的な目標を実現するため、市民が暮らし、多くの人々が働く市街地の景観形成を積極的に進める「市域の景観の向上」とあわせて、大阪市の多様な特性を生かした景観の骨格をつくる「地域の特性を生かした都市景観の形成」を進める。

(1) 市域の景観の向上

市街地の景観は、それぞれの地域の自然や歴史を背景に、建築物等と道路・公園などの公共施設が組み合わさって形成されている。

市域の景観の向上のため、市民、事業者、NPO等及び行政が相互に連携・協力して、建築物等や道路・公園等の公共施設のデザインの水準を高め、また他の施設や地域との関係に配慮して整備することにより、市民が親しみや愛着をもてる都市景観の形成に努める。

①建築物等

建築物の建築などに際しては、調和のとれた魅力ある景観を形成するよう努めるとともに、屋外広告物などは建築物や景観との調和に配慮する。

②公共施設

道路・公園等の公共施設の整備に際しては、関係行政機関が連携して、地域における調和のとれた景観の形成や向上に資するよう努める。

(2) 地域の特性を生かした都市景観の形成

大阪市の地形やまちづくりで築いた資源を生かし、景観を特徴づける景観ゾーン・景観拠点・景観軸の整備を進めることにより、大阪らしい景観と景観の骨格を形成する。

①景観ゾーン

大阪市には、都心、大川・中之島、上町台地、臨海部などの特性を持つ地域が広がっていることから、多様な地域の特性を景観形成に生かす。

②景観拠点

大阪市には多くの文化財や歴史的まちなみ、ターミナルや繁華街、公園や緑地があることから、これらの整備を進め、地域の個性や特徴ある景観づくりの拠点とする。

③景観軸

大阪市の特徴である河川や海岸線、道路や鉄道を景観の軸として整備するとともに、地域の特性を生かした緑化を進め、緑豊かな軸を形成する。

良好な景観の形成に関する方針	3 景観形成方策の方向 2に示す基本方針の実現を図るため、次の観点から具体的な施策を実施する。 (1) 景観計画の充実 今後、地域の特性や市民等の主体的な景観形成の取り組みなどを反映していくよう、景観計画の区域を区分してきめ細かな景観形成の基準を定めるなど、景観計画の充実や詳細化を図る。 (2) 建築物等の誘導による良好な景観形成 都市景観の大きな要素である建築物等について、良好な景観の形成のために必要な行為の制限を行うなど、適切に協議・誘導を行うとともに、公共施設の整備に際しては地域における調和のとれた景観の形成や向上を先導するよう努める。 (3) 景観上重要な建造物や樹木などの保全と活用 地域の景観上重要な建造物や樹木などについては、地域の特徴的な景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努める。 (4) 市民・事業者・NPO等との連携・協力 市民、事業者及びNPO等が、自主的に景観形成に取り組めるような環境の整備に努め、景観法に基づく住民提案制度や景観協議会等の市民等が参画可能な制度も活用しながら、市民・事業者・NPO等との連携・協働による良好な景観形成を図る。
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	建築物又は工作物の形態意匠などは、地域の景観との調和に配慮したものとする。景観計画の区域全域を基本届出区域とし、その基準は別表の「基本届出区域内の良好な景観の形成のための行為制限の基準」のとおりとする。
景観重要建造物・樹木の指定の方針	景観重要建造物及び景観重要樹木は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定する。 1 景観重要建造物 ①歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物 ②地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物 2 景観重要樹木 ①歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木 ②地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木

「景観計画の区域及び区域の区分は計画図表示のとおり」

基本届出区域内の良好な景観の形成のための行為制限の基準

1 届出対象行為

(あ) 欄に掲げる建築物又は工作物について、(い) 欄に掲げるものとする。

(あ)	(い)
(1) 敷地面積が2,000平方メートル以上の建築物で高さが10メートル以上であるもの (2) 延べ面積が5,000平方メートルを超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設（一時的に設置されるものを除く。）	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

2 規制又は措置の基準

(1) 共通事項

基 準
・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物等の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めること。

(2) 建築物の建築等

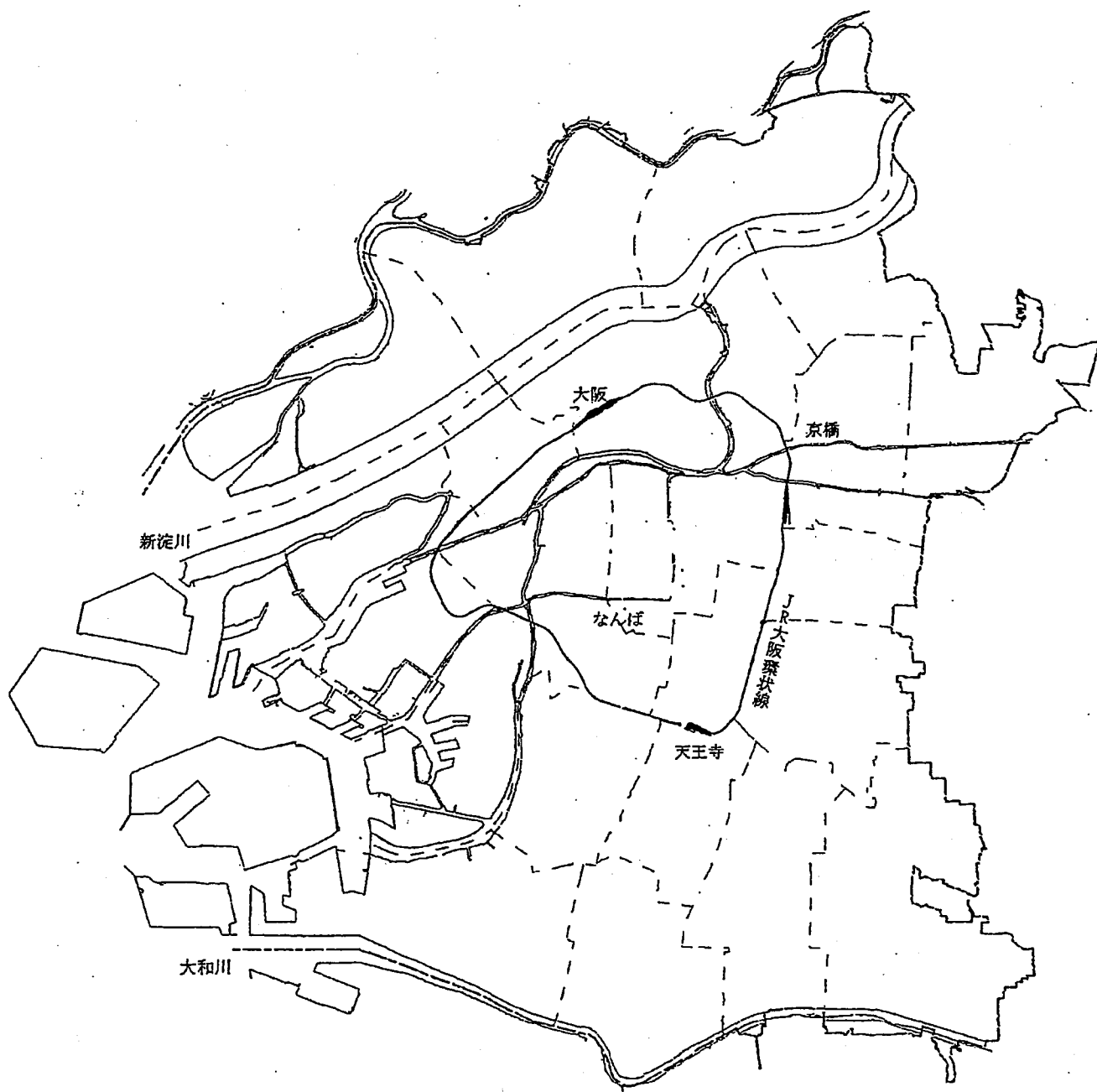
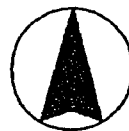
項 目	基 準
外 壁	・外壁は、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫すること。 ・建築物の正面だけでなく、道路等の公共空間から見える側面や背面の意匠も工夫すること。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部、突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、特に景観上の工夫をすること。
バルコニー等	・バルコニー等は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫すること。
屋外階段	・屋外階段は、建築物全体と調和を図るよう、形態意匠を工夫すること。

項 目		基 準
建築設備		・配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫すること。 ・高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講ずること。やむを得ず措置ができない場合は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。
付属施設		・駐車場、駐輪場、ゴミ置場などは、建築物全体や周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫すること。
材 料		・外壁などの材料は、汚れにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年変化に耐え得るものとする。
色 彩		・建築物の色彩は、周辺景観に配慮すること。
外 構	空地等	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、建築物や周辺景観と調和した形態意匠とするよう工夫すること。
	植 栽	・植栽は、周辺環境と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置するよう努めること。
垣又はさく		・道路等の公共空間に面して垣又はさくを設置する場合、閉鎖感のあるものは避け、透視可能な構造とするなど、周辺景観に配慮すること。

3 工作物の建設等

項 目		基 準
配 置		・工作物の配置は、できる限り周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努めること。
色 彩		・工作物の色彩は、周辺景観に配慮すること。

説明図



凡 例

—— 景観計画の区域及び
基本届出区域
(地先公有水面を含む)